明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十三年三月二十六日

○第二十八回国会 衆議院会議録 第二十号

昭和三十三年三月二十六日(水曜日)

議事日程 第十七号

昭和三十三年三月二十六日

午後一時開議

第一 通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件

昭和三十二年度一般会計予算補正(第3号)

昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)

米国、英国に対する原子力動力協定に関する緊急質問(岡良一君提出)

日程第一 通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(野澤清人君外七名提出)

道路整備特別会計法案(内閣提出)

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時四十四分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、公正取引委員会委員長に長沼弘毅君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

昭和三十二年度一般会計予算補正(第3号)

昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、昭和三十二年度一般会計予算補正(第3号)、昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)、右両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十二年度一般会計予算補正(第3号)、昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長江崎真澄君。

昭和三十二年度一般会計予算補正

(第3号)

右

国会に提出する。

昭和三十三年三月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和32年度一般会計予算補正

予算補正総則

第1条 既定の昭和32年度歳入歳出予算を下記により補正する。

区分	歳入(円)	歳出(円)
昭和32年度成立予算額	1,176,890,880,000	1,176,890,880,000
補正追加額	7,722,723,000	7,722,723,000
改昭和32年度予算額	1,184,613,603,000	1,184,613,603,000

上記補正額の主管又は所管の組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部・款・項の区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算補正」による。

第2条 歳入予算補正の明細は、別に添附する「歳入予算補正明細書」に掲げる。

第3条 歳出予算補正の内訳は、別に添附する各省各庁の「予定経費補正要求書」に掲げる。

甲号 歳入歳出予算補正

歳入

法務省主管

(追加額)

(部) 雑収入 673,750,000円

(款) 諸収入 673,750,000

(項) 懲罰及没収金 673,750,000

大蔵省主管

（追加額）

（部）租税及印紙収入		3,000,000,000
（款）租税		3,000,000,000
（項）物品税	3,000,000,000	
（部）官業益金及官業収入		179,458,000
（款）官業益金		179,458,000
（項）造幣局特別会計受入金	179,458,000	
（部）雑収入		3,670,725,000
（款）国有財産利用収入		267,960,000
（項）共有船舶利用収入	267,960,000	
（款）納付金		3,402,765,000
（項）日本銀行納付金	3,402,765,000	
計		6,850,183,000

農林省主管

（追加額）

（部）雑収入		97,407,000
（款）諸収入		97,407,000
（項）弁償及返納金	97,407,000	

建設省主管

（追加額）

（部）雑収入		101,383,000
（款）諸収入		101,383,000
（項）弁償及返納金	101,383,000	
歳入補正額総計		7,722,723,000

歳出

総理府所管

（組織）総理本府

（追加額）

（項）旧軍人遺族等恩給費	606,863,000

外務省所管

（組織）外務本省

（追加額）

（項）外務本省	295,503,000

文部省所管

（組織）文部本省

（追加額）

（項）義務教育費国庫負担金	4,245,896,000

（組織）国立学校

（追加額）

（項）国立学校	165,623,000
大学附属病院	36,405,000
計	202,028,000
文部省所管補正額合計	4,447,924,000

厚生省所管

（組織）厚生本省

（追加額）

（項）国民健康保険助成費	1,603,015,000

農林省所管

（組織）農林本省

（追加額）

（項）畜産振興費	299,137,000
家畜伝染病予防費補助	29,236,000
計	328,373,000

運輸省所管

（組織）航空官署

（追加額）

（項）航空官署施設費	334,733,000

労働省所管

（組織）労働本省

（追加額）

（項）政府職員等失業者退職手当	90,000,000
珪肺等特別保護費負担金	16,312,000
計	106,312,000
歳出補正額総計	7,722,723,000

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第5号）

右

国会に提出する。

昭和三十三年三月二十日

内閣総理大臣　岸　信介

昭和32年度特別会計予算補正

予算補正総則

第1条　昭和32年度特別会計予算総則第18条に定める中小企業信用保険特別会計の昭和32年度に締結する保険契約の限度について、信用保証協会を相手方とする普通保険の保険価額の総額「18,000,000,000円」を「24,000,000,000円」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔江崎真澄君登壇〕

○江崎真澄君　ただいま議題となりました昭和三十二年度一般会計予算補正（第3号）及び同特別会計予算補正（特第5号）につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本予算補正二案は、去る三月二十日本委員会に付託せられ、昨二十五日より二日間にわたって審議、本日討論、採決せられたものであります。

今回提出せられました補正予算のうち、一般会計予算補正は、三十二年度の予算作成後に生じた事由により当面必要とされる最小限度の措置を講ずるためのものであります。歳入歳出とも七十七億二千二百余万円の追加を行うこととといたしております。これにより、さきに成立いたしました予算補正による追加分をも合せまして、昭和三十二年度一般会計予算総額は一兆一千八百四十六億一千三百余万円となるのであります。

その歳出のおもなるものは、義務教育費国庫負担金四十二億四千五百余万円、国民健康保険療養給付費補助金十六億三百余万円、国際連合分担金及び国連警察軍スエズ派遣費負担金等の経費の追加であります。

以上の歳出をまかなうための財源といたしまして、物品税の増収見込額三

十億円と、日本銀行納付金その他租税以外の歳入における収納済み増収額四十七億二千二百余万円が歳入に追加せられておるものであります。

また、特別会計予算補正は、特別会計の予算総則のみにかかわるものであります。

以上が今回の補正予算の内容の概略でありまするが、次に委員会における質疑について若干申し上げることといたします。

質疑のおもなる点は、政府の経済の見通しと、これに伴う財政経済政策に関してであります。すなわち、「最近二、三カ月の経済情勢の推移はきわめて急激で、政府の予算編成の前提条件は大きく変動しておる。これを国際収支についていえば、輸入は月平均二億二千万ドル程度に減少し、また生産は、繊維を初め鉄鋼その他において三割ないし五割の操業短縮を行い、この結果、雇用面においては、企業の人員整理に伴う失業者の続出となり、日本経済は過剰恐慌の現象を呈しておるが、これらの事実に徴して、政府の財政経済政策はこれを修正し、年間輸入量を減少すべきものと考えられるがいかん。」また、「経済不況と企業のオートメーション化等により、明年度の雇用量はかなり減少する趨勢であるが、雇用政策上、労働時間の短縮をはかるべきではないか。また、これに関する立法措置を講ずる考えはないか。」などの質疑が行われたのであります。これに対して、政府は、「経済情勢は、予算編成当時に比べて、根本的な変化があるとは認められない。経済の現況は、政府の緊急総合対策のもとに、異常な状態にあり、かかる状態のもとにおける月平均二億二千万ドルの輸入額が今後も続くものと考えられない。経済調整過程が多少ずれることは予想せられるが、経済成長率三%を達成するためには、必要なものは輸入しなければならないので、三十二億四千万ドルの輸入は必ずしも過大とはいえない。」また、「雇用量の見通しについては、現下の経済情勢より必ずしも楽観はできないが、毎年一月には異常に減少するという季節的変動があるから、本年一月における失業者が、年間を通じて継続していくものとは考えられない。また、オートメーション化により労働時間の短縮されることは望ましいから、関係者に対し、この点理解を深めるよう呼びかけておるが、労働時間の短縮を立法化して画一的に実施することについては慎重な考慮を要するものと考える。」との答弁がなされたのであります。

また、国連警察軍スエズ派遣費負担金の計上について質疑が行われました。すなわち、「国連警察軍というものは現に存在しておらないのに、かかる名称を使用することは妥当を欠くのではないか。また、憲法上戦力なく交戦権のないわが国が派遣費を負担することは、憲法違反ではないか。」というのであります。これに対し、政府は、「国連警察軍は国連憲章第四十二条の特別協定によるものではないが、スエズ派遣軍は治安を目的としておるので、その目的の内容によって警察軍という通称によったものである。また、国連総会におけるスエズ派遣に関する決議の中で、スエズ派遣費は加盟国全部が分担することに定められている。わが国は、直接武力制裁に参加はできないが、国連に加盟しておる以上、経済上の協力ないし援助をなすは、けだし当然である。」との答弁でありました。

以上のほか、日ソ漁業交渉を中心とする外交問題を初め、日韓問題、日中貿易協定及び防衛問題等、国政の諸般にわたり質疑が行われたのでありますが、これらの詳細は、会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

しかして、本日質疑を終了し、引き続き討論、採決を行いました結果、本予算補正二案は政府原案の通り可決されたのであります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　これより討論に入ります。田原春次君。

〔田原春次君登壇〕

○田原春次君　私は、日本社会党を代表しまして、政府提出の昭和三十二年度予算補正（第3号）及び同特別会計予算補正（特第5号）の両案に対し、反対の意思を表明いたします。（拍手）

ここに、おもなる理由二、三の説明をいたします。

第一は、予算提出の方法であります。昭和三十二年度の予算は、本予算が出たあと、補正予算が今度で三度出ることになります。第一回は、昭和三十二年十一月一日に提出されて、同十一月八日に可決されております。第二回は、今年すなわち昭和三十三年一月三十一日に提出され、去る二月十九日に可決されております。大体それで十分と言っておるところに、今回またまた第三回の補正予算を出したのでございます。およそ、予算は、その編成に当りまして、向う一カ年に起るべきあらゆる問題の見通しを綿密につけて編成さるべきものでありまして、それでもなお臨時に必要な分に対しては予備費というものが計上されておるのであります。あたかも、こま切れのように、三度にも分けて次々に補正を出すということは、無為無能で、前途の見通しを誤まっておる証拠であるといわねばなりません。（拍手）国民の目をごまかすものであります。

第二点は、補正に充当する財源に関してであります。政府の説明によっても、昭和三十二年度末において歳出の使い残りがおよそ二百億円あることになっております。特に、毎年問題になりまするところの防衛費については、繰り延べがことしもおよそ三十五億円残るはずになっておるが、これらの財源こそ政府はまず補正に充当すべきものであります。しかるに、これらには手をつけず、税金収入の自然増加を見込み、これをやり繰りして使用しようとするのであります。昭和三十二年度の税金収入は、当初およそ一千億円を見込まれておったようでありまするが、実際は、事業縮小やあるいは首切りが伴い、政府の政策からしまするとでありまするが、デフレ傾向が持続されるものと見られておるのでありまするから、必ずしも普通の徴収方法では右の額に達し得ないのではないか。政府も、この見通しのもとに、第二次補正の際において、法人税、相続税、関税などを合せて、およそ三百九十四億円の自然増収を先食いしているくらいであります。その上、今度の第三次補正によっては、またまた物品税を三千億円、官業収入を一億七千余万円、雑収入を四十五億円、合せて四百七十億余円を先食いしようとするのでございます。このことは、やがて税金や罰金を情容赦もなく苛斂誅求して取り上げる結果となるのでございます。特に、弱い中小企業は、一方において金融措置等で目をくらまされながら、他面においてかくのごとく苛斂誅求を受けることは必至でありまするから、この点についても、われわれは反対しておるのでございます。

第三点は、歳出面についてでございます。

この中で、まず国民健康保険助成費については、今回の補正ではわずかに二割相当額を追加しておりますけれども、これは、わが社会党の主張するように、四割の補助に改むべきものであることを、強くわれわれは主張するものであります。

次は、駐留軍の減少による離職者に対する処置であります。全国およそ十余万の駐留軍労務者が永久失業することになるのでありまして、これに対する対策として、たとえば、離職者相互の組織でタクシー会社を作るとか、トラック運送会社を作るとかいう計画もありますけれども、これまた、いろいろな法規や、許可、認可の基準等が厳格でありますために、せっかくの計画もいまだ実現しておらないという状態であります。しかるに、一方すでに離職しておりますので、少くとも最低離職者一人当り五万円程度の特別給付金を計上すべきものでありますが、そのことは全く考慮されておらないのは、まことに残念であります。

以上三点の増加に要する財源は、およそ七十七億円ぐらいでありますから、新たに税金収入の増加などによらずとも、先ほど申し上げました防衛費の繰り延べの使用、あるいは使い残りの二百億円等で十分できるはずであります。このことの処置がなっておらぬのは、まことに残念であります。

その次は、国立学校運営費補正の点であります。二億円ばかり追加計上せられております。一体、政府には、国立学校全般に対する総合計画があるか。国家で費用を補助します大学が、東京だけでも十四校あります。東京大学、一橋大学、東京工業大学、東京医科歯科大学、お茶の水大学、東京外国語大学、東京教育大学、芸術大学等がそれであります。なぜ一体東京に国費支弁の国立学校をかように多数擁しなければならないか、また、かように東京に国立大学が集中しておるためにどういう害毒があると一体今まで政府は考えたことがあるか。東京の学校に入れば卒業後就職に有利であるというので、毎年々々地方の高等学校を出た者が東京の学校を目ざして参ります。一回では入学できませんので、父兄から金を送ってもらって予備校に入っておる。ことしの、つい先日の発表を見ましても、東京大学の合格者の七割五分は、昨年か一昨年、その前年に高等学校を出た、いわゆる白線浪人でありまして、ことし高等学校を出た者の入学者はわずかに二割五分といわれておる。かように、東京に学校を集中する結果、自然私立大学もまた東京が非常に経営が楽であるというので、どんどん拡張をし、新設をしております。私の調べたところによると、東京に私立大学が六十余校あります。全国の私立大学の三分の二である。さらに、このほかに、たとえば英語学校、あるいは受験予備学校、あるいはパーマ学校、あるいは看護学校等々、およそ四百の官公私立大学、専門学校が東京に偏在しておるのであります。従って、推定およそ三十万の学生が地方から東京に集まって学んでおる。一人一カ月かりに一万円といたしまして、一カ月で三十万人で三十億円、一年合計三百六十億円の金が、学校が東京にあるために、地方から東京に送り込まれておるのであります。地方の父兄は、あるいは地方で商売をする、あるいは農業をやる、あるいはサラリーマンをやって、子供の学資として地元で働いた収入の三百六十億円が東京で消費されるのであります。これに対しては自治庁あたりも当然考えるべきでありまするが、何の対策もない。全く無関心である。むしろ、東京の国立大学を地方に分散させる、へんぴな地方にあります国立大学に東京の大学を併置する、そうして、逆に、東京の学生が大学に入るためには地方に行って勉強するというくらいにやるべきでありまするが、国立大学の全国的配置は全く無関心に放置されておる。（拍手）外国の例を見ましょう。アメリカでは、人口八百万のニューヨーク市内に大学は三つしかありません。イギリスも、ロンドンに大学と名のつくものはロンドン大学だけであります。フランスのパリにおいても、ドイツのベルリンにおきましても、学校と名のつくものは十校以内でありまして、ほとんどその大半は地方に持っていかれておる。東京と地方との文化の差は、大学が東京に集中することによってますます助長されておる。これらの問題に対する政府の方策は全くない。今度の国立学校運営費を見ましても、ただ漫然と、現在ありまする学校の費用の補給にすぎないのでありまして、学校に対する総合計画というものは立っておらないのであります。

その次は、国連警察軍のスエズ駐在に関する六億円余りの分担金という件でございます。国連警察軍というものは、きょうの午前の予算委員会において、同僚委員の中村高一君によって激しく追及されましたが、そこで明らかになったことは、国連警察軍というものはないのであります。ユナイテッド・ネーションズ・ポリス・フォースというものはないのであります。現在スエズに駐屯しておりまするものは、エマージェンシー・フォース、緊急駐屯部隊とでも訳すべきものでありまして、国連警察軍という固有名詞を持ったものはないのであります。しかるに、正確を期するべき予算書に、国連警察軍に対する分担金と称して六億円の金が計上されておることは、事実に反するものであり、国民を偽わるものであるといわなければなりません。（拍手）しかも、この緊急部隊でありまする国連エマージェンシー・フォースは、各国の正規の軍隊から編成されてそこに駐屯しておるものでありまするし、正規の武器を持っておるものでありまするし、直接には、今日は警察的行動でありまするけれども、万一そこに事件が起りますと、直ちに実弾を撃てる実力を持ったものが駐屯しておるのであります。これに対してわが日本から六億円の分担金を出さねばならぬという理由は一体どこにあるか。しかも、この緊急部隊の派遣を決定しました国連の決定のときには、わが日本は国連に入っておりません。その決定に服する義務はないといわねばならないにかかわらず、おめおめと、日本国民の血税の中から、六億円の金を、駐屯部隊のビフテキ代をわれわれが負担するというような格好は、もってのほかではないかと考えるのであります。（拍手）わが日本社会党は、しかしながら、世界の平和を維持する意味におきましては、一つの国連警察軍というものを作ることには賛成をしております。しかし、新しく国連警察軍を作って戦争を防止するという構想と、現在の各国の軍隊から編成されておるエマージェンシー・フォースとは全く性質も能力も違うのでありますから、これに対して補助することには断固反対せざるを得ないのでございます。（拍手）

また、かように初めは費用の分担であると言っておきながら、次には将校を派遣する、オブザーバーを派遣する、あるいは小部隊を派遣するということで、ずるずるに外国の戦争に巻き込まれる危険がここに内包されているといわなければなりません。この点からいたしましても、われわれは、スエズの国連緊急部隊に対する追加分担金に対しては断固反対せねばならぬと思うのであります。（拍手）

これを要するに、今回の補正予算は、その提出方法においてもずさんであり、その歳入見積り方法においても、またその歳出の面におきましても、全く無方針、無誠意でありまして、いたずらに国民の血税を浪費するにすぎないがゆえに、われわれは断固今回の補正予算に反対するわけであります。何とぞ議員各位の御賛成をいただきますようにお願いいたしまして、私の討論を終ります。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　これにて討論は終局いたしました。

昭和三十二年度一般会計予算補正（第3号）外一件を一括して採決いたします。この採決は記名投票をもって行います。両件の委員長の報告のいずれも可決であります。両件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益谷秀次君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長（益谷秀次君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数　三百四十六

可とする者（白票）　二百二十六

〔拍手〕

否とする者（青票）　百二十

〔拍手〕

○議長（益谷秀次君）　右の結果、昭和三十二年度一般会計予算補正（第3号）外一件は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

昭和三十二年度一般会計予算補正（第3号）外一件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

阿左美廣治君　相川　勝六君
逢澤　寛君　愛知　揆一君
青木　正君　赤澤　正道君
秋田　大助君　淺香　忠雄君
荒船清十郎君　有田　喜一君
有馬　英治君　安藤　覺君
五十嵐吉藏君　井原　岸高君
生田　宏一君　池田　清志君
池田　勇人君　石井光次郎君
石坂　繁君　石田　博英君
稻葉　修君　犬養　健君
今井　耕君　今松　治郎君
植木庚子郎君　植村　武一君
内田　常雄君　内海　安吉君
江崎　真澄君　小笠　公韶君
小川　半次君　小澤佐重喜君
大石　武一君　大久保留次郎君
大倉　三郎君　大高　康君
大坪　保雄君　大野　市郎君
大野　伴睦君　大橋　武夫君
大橋　忠一君　大平　正芳君
大村　清一君　大森　玉木君
太田　正孝君　岡崎　英城君
荻野　豊平君　奥村又十郎君
加藤　精三君　加藤鐐五郎君
上林山榮吉君　鹿野　彦吉君
神田　博君　亀山　孝一君
唐澤　俊樹君　川崎　秀二君
川島正次郎君　川村善八郎君
菅　太郎君　菅野和太郎君
木崎　茂男君　木村　俊夫君
菊池　義郎君　岸　信介君
北　玲吉君　北澤　直吉君
北村徳太郎君　吉川　久衛君
清瀬　一郎君　久野　忠治君
楠美　省吾君　倉石　忠雄君
黒金　泰美君　小枝　一雄君
小泉　純也君　小金　義照君
小坂善太郎君　小島　徹三君
小平　久雄君　小林　錡君
小山　長規君　河野　一郎君
齋藤　憲三君　坂田　道太君
櫻内　義雄君　笹本　一雄君
志賀健次郎君　重政　誠之君
正力松太郎君　周東　英雄君
杉浦　武雄君　助川　良平君
鈴木　善幸君　薄田　美朝君
世耕　弘一君　關谷　勝利君
田中伊三次君　田中　彰治君
田中　久雄君　高岡　大輔君
高橋　禎一君　高見　三郎君
竹山祐太郎君　塚田十一郎君
堤　康次郎君　徳田與吉郎君
床次　徳二君　古川　丈吉君
古島　義英君　保科善四郎君
坊　秀男君　堀内　一雄君
眞崎　勝次君　町村　金五君
松田竹千代君　松本　俊一君
三浦　一雄君　三田村武夫君
南　好雄君　村上　勇君
森　清君　八木　一郎君
山口　好一君　山下　春江君
山中　貞則君　山本　勝市君
山本　正一君　山本　友一君
丹羽　兵助君　西村　直己君
野田　卯一君　野田　武夫君
馬場　元治君　濱野　清吾君
林　博君　平野　三郎君
福井　順一君　福田　赳夫君
福永　健司君　藤本　捨助君
古井　喜實君　三木　武夫君
水田三喜男君　宮澤　胤勇君
粟山　博君　森山　欽司君
山崎　巖君　山手　滿男君
山村新治郎君　山本　粂吉君
山本　利壽君　綾部　健太郎君
石村　英雄君　石山　權作君
伊藤　郷一君　井出一太郎君
井手　以誠君　井堀　繁雄君
石野　久男君　板川　正吾君
稲富　稜人君　井上　良二君
井谷　正吉君　猪俣　浩三君
今澄　勇君　岩本　信行君
植木　庚午郎君　上原　正吉君
内海　清温君　宇野　宗佑君
江崎　虎雄君　江田三郎君
大矢　省三君　大矢　正君
岡田　春夫君　岡田　利春君
岡本　愛彦君　小川　豊明君
小川半次君　奥　むめお君
奥村　又十郎君　加藤　勘十君
加藤　清二君　加藤　鐐五郎君
金丸　徳重君　神近　市子君
川崎　秀二君　川島正次郎君
川村善八郎君　河野　一郎君
菅　太郎君　菅野和太郎君
木崎　茂男君　木村　俊夫君
菊池　義郎君　岸　信介君
北　玲吉君　北澤　直吉君
北村徳太郎君　吉川　久衛君
清瀬　一郎君　久野　忠治君
楠美　省吾君　倉石　忠雄君
黒金　泰美君　小枝　一雄君
小泉　純也君　小金　義照君
小坂善太郎君　小島　徹三君
小平　久雄君　小林　錡君
小山　長規君　河野　一郎君
齋藤　憲三君　坂田　道太君
櫻内　義雄君　笹本　一雄君
志賀健次郎君　重政　誠之君
正力松太郎君　周東　英雄君
杉浦　武雄君　助川　良平君
鈴木　善幸君　薄田　美朝君
世耕　弘一君　關谷　勝利君
田中伊三次君　田中　彰治君
田中　久雄君　高岡　大輔君
高橋　禎一君　高見　三郎君
竹山祐太郎君　塚田十一郎君
堤　康次郎君　徳田與吉郎君
床次　徳二君　古川　丈吉君
古島　義英君　保科善四郎君
坊　秀男君　堀内　一雄君
眞崎　勝次君　町村　金五君
松田竹千代君　松本　俊一君
三浦　一雄君　三田村武夫君
南　好雄君　村上　勇君
森　清君　八木　一郎君
山口　好一君　山下　春江君
山中　貞則君　山本　勝市君
山本　正一君　山本　友一君
丹羽　兵助君　西村　直己君
野田　卯一君　野田　武夫君
馬場　元治君　濱野　清吾君
林　博君　平野　三郎君
福井　順一君　福田　赳夫君
福永　健司君　藤本　捨助君
古井　喜實君　三木　武夫君
水田三喜男君　宮澤　胤勇君
粟山　博君　森山　欽司君
山口喜久一郎君　山崎　巖君
山手　滿男君　山村新治郎君
山本　粂吉君　山本　利壽君
綾部　健太郎君　石村　英雄君
石山　權作君　伊藤　郷一君
井出一太郎君　井手　以誠君
井堀　繁雄君　石野　久男君
板川　正吾君　稲富　稜人君
井上　良二君　井谷　正吉君
猪俣　浩三君　今澄　勇君
岩本　信行君　植木　庚午郎君
上原　正吉君　内海　清温君
宇野　宗佑君　江崎　虎雄君
江田三郎君　大矢　省三君
大矢　正君　岡田　春夫君
岡田　利春君　岡本　愛彦君
小川　豊明君　小川半次君
奥　むめお君　奥村　又十郎君
加藤　勘十君　加藤　清二君
加藤　鐐五郎君　金丸　徳重君
神近　市子君　川崎　秀二君
川島正次郎君　川村善八郎君
河野　一郎君　菅　太郎君
菅野和太郎君　木崎　茂男君
木村　俊夫君　菊池　義郎君
岸　信介君　北　玲吉君
北澤　直吉君　北村徳太郎君
吉川　久衛君　清瀬　一郎君
久野　忠治君　楠美　省吾君
倉石　忠雄君　黒金　泰美君
小枝　一雄君　小泉　純也君
小金　義照君　小坂善太郎君
小島　徹三君　小平　久雄君
小林　錡君　小山　長規君
齋藤　憲三君　坂田　道太君
櫻内　義雄君　笹本　一雄君
志賀健次郎君　重政　誠之君
正力松太郎君　周東　英雄君
杉浦　武雄君　助川　良平君
鈴木　善幸君　薄田　美朝君
世耕　弘一君　關谷　勝利君
田中伊三次君　田中　彰治君
田中　久雄君　高岡　大輔君
高橋　禎一君　高見　三郎君
竹山祐太郎君　塚田十一郎君
堤　康次郎君　徳田與吉郎君
床次　徳二君　古川　丈吉君
古島　義英君　保科善四郎君
坊　秀男君　堀内　一雄君
眞崎　勝次君　町村　金五君
松田竹千代君　松本　俊一君
三浦　一雄君　三田村武夫君
南　好雄君　村上　勇君
森　清君　八木　一郎君
山口　好一君　山下　春江君
山中　貞則君　山本　勝市君
山本　正一君　山本　友一君

横井　太郎君　横川　重次君
吉田　重延君　米田　吉盛君
早稲田柳右エ門君　渡邊　良夫君
亘　四郎君　眞鍋　儀十君

否とする議員の氏名

青野　武一君　赤松　勇君
茜ケ久保重光君　淺沼稻次郎君
足鹿　覺君　飛鳥田一雄君
淡谷　悠藏君　井岡　大治君
井谷　正吉君　井手　以誠君
井上　良二君　井堀　繁雄君
伊藤卯四郎君　猪俣　浩三君
池田　禎治君　石田　宥全君
石野　久男君　石橋　政嗣君
石村　英雄君　石山　權作君
稻富　稜人君　稻村　隆一君
今澄　勇君　今村　等君
小川　豊明君　大矢　省三君
岡　良一君　岡田　春夫君
岡本　隆一君　風見　章君
春日　一幸君　片島　港君
片山　哲君　勝間田清一君
上林與市郎君　神近　市子君
川俣　清音君　川村　継義君
河上丈太郎君　河野　正君
木原津與志君　北山　愛郎君
久保田鶴松君　久保田　豊君
栗原　俊夫君　小平　忠君
小牧　次生君　小松信太郎君
小山　亮君　五島　虎雄君
河野　密君　佐竹　新市君
佐竹　晴記君　佐藤觀次郎君
志村　茂治君　島上善五郎君
下平　正一君　杉山元治郎君
鈴木茂三郎君　鈴木　義男君
田中織之進君　田中　武夫君
田中　利勝君　田中　稔男君
田原　春次君　多賀谷眞稔君
高津　正道君　滝井　義高君
竹谷源太郎君　楯　兼次郎君
戸叶　里子君　堂森　芳夫君
中井徳次郎君　中居英太郎君
中崎　敏君　中原　健次君
中村　高一君　中村　英男君
成田　知巳君　西尾　末廣君
西村　榮一君　西村　力弥君
野原　覺君　羽藤　榮市君
芳賀　貢君　長谷川　保君
原　茂君　原　彪君
平田　ヒデ君　福田　昌子君
古屋　貞雄君　帆足　計君
細迫　兼光君　細田　綱吉君
前田榮之助君　正木　清君
松井　政吉君　松尾トシ子君
松岡　駒吉君　松平　忠久君
松原喜之次君　松前　重義君
松本　七郎君　三鍋　義三君
水谷長三郎君　武藤運十郎君
門司　亮君　森島　守人君
森本　靖君　八木　一男君
八百板　正君　矢尾喜三郎君
山口丈太郎君　山下　榮二君
山花　秀雄君　山本　幸一君
横路　節雄君　横山　利秋君
吉川　兼光君　渡邊　惣藏君

米国、英国に対する原子力動力協定に関する緊急質問（岡良一君提出）

○山中貞則君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、岡良一君提出、米国、英国に対する原子力動力協定に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

米国、英国に対する原子力動力協定に関する緊急質問を許可いたします。岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君　私は、日本社会党を代表いたしまして、今全国民が多大の関心を寄せております米英両国に対する動力協定につきまして政府の所信をただし、あわせて、その責任を明らかにいたしたいと存するのであります。

（拍手）

まず第一に、岸総理、藤山外相並びに正力国務大臣にお尋ねをいたします。昨年の半ばから、政府の一部においては動力協定を急ぐべきであるという態度が露骨と相なりまして、これに対し、最近の新聞は、御存じのごとく、ほとんどあげて、その論説を通じて、政府に自重を警告いたしておるのであります。しかるに、この世論を無視いたしまして、ワシントンにおいては対米動力協定がもはや調印の寸前に差し迫っておるのである。対米協定においては、対英協定において問題になった免責条項や保障条項はそのままそっくり含まれておるのであります。かつて、藤山外務大臣は、対英協定の免責条項については、これを拒否しつつ交渉をすると、本院において言明をしておられる。ところが、今回、突如として、全く同様の免責条項を含むアメリカとの動力協定を無条件でのむことになったのである。これは明らかに藤山外務大臣の重大な食言であり、二枚舌外交と申さねばなりません。（拍手）ここに外務大臣の責任ある答弁を要求するものであります。

また、原子力委員会は、動力協定を結ばねば、重水やプルトニウム、濃縮ウランの入手に一々国会の承認を得る必要があると言うておるが、国会の承認を得るのがわずらわしいという公言をすることは国会侮辱もはなはだしいと申さねばなりません。（拍手）正力国務大臣の真意を伺いたいのである。

また、イギリスの場合、燃料は原子力発電会社が使用するが、事故が生じた場合の損害が大きく、日本政府の負担となることを認めておる。これでは、事故が起った場合、資本金三百億の原子力発電会社ではとても賠償の負担にたえられないという事実を、政府みずからが是認をすることに相なっておる。こうなれば、むしろ、政府としては、英米に対する動力協定はこれを一時見合わして、十分検討を加え、国民の不安を取り除くことが最も妥当な方法ではありませんか。（拍手）英国はもとより、対米協定においても、七トンという大量な濃縮ウランは、当然実用動力炉の燃料に違いないのである。いずれにしても、いわゆる無担保条項を承認し、免責条項をのみ、保障条項を受け入れる総理大臣は、このような結果わが国における原子力の開発が一体どのような状態に追い込まれると思っておられるでありましょうか。研究協定の免責条項とは全く本質的に違っておるのである。事態は全く違っておるのである。日本が何百億という巨額の資本を投じ、外国から燃料や原子炉を買い込む。これを運転すれば、その経過は逐一相手国に報告をしなくてはならぬ。その上、相手国は立ち入り検査にやって来る。ここまで相手に譲歩をしながら、燃料や原子炉に間違いがあって事故が起ったときは、その損害の賠償は日本政府が全部かぶらねばならぬというのである。その上、使用済みの燃料からはプルトニウムを取り出すことができる。このプルトニウムの取扱いも、日本の所有権よりもアメリカの買取権が優先するということに相なっておる。従って、プルトニウムを原爆材

料に使わないとは口約束だけで、たとい相手国が原水爆弾頭にこのプルトニウムをどんどん使われても、日本からは渡したものが使われたかどうかということは日本として知るすべもないという状態に置かれるのである。総理は、動力協定の結果起るこの事実を一体何と思われるのであるか。これでは平和利用を大前提とする原子力基本法にうたわれた自主、民主、公開の三原則はみじんに打ち砕かれてしまっておる。まさしく、米英に対する動力協定は、原子力の分野におけるMSA協定である。自衛を名として憲法を改正せんとするごとく、平和利用を名として日本の原子力開発を大国に従属せしめるばかりではない、かえって大国の核武装に協力せんとするおそれさえある米英動力協定に対しては、総理は、国民の世論にかんがみ、最も慎重に臨んでもらわねばならぬ。当然米英動力協定の調印はこれを保留すべしと存するのであるが、この際総理の率直なる所信を伺いたい。

次に、私は、動力炉の安全性に関し、原子炉設置の許可権を持っておられる総理大臣、並びに、設置の可否について総理に意見を具申すべき正力原子力委員長にお尋ねをいたしたい。日本の現状において、導入する動力炉の安全性は将来におけるわが国原子力発達の運命を左右する最も重大な大前提である。しかも、原子炉は、やりそこなったからやり直すということは絶対に許されないしろものである。しかも、アメリカの原子力委員会の公式基準によれば、万一発電用の原子炉が大事故を起した場合、半径百六十キロ以内の住民は緊急避難をしなければならないとさえもいわれておる。従って、東海村に第一号炉が置かれ、事故が発生すれば、東京都民は死の灰の危害を避けるためには疎開をしなければならないのである。ところが、正力委員長は、原子力発電会社のイギリスにおける調査の結果を検討して、安全とあれば、免責条項をのんで対英協定を調印すると、最近放言をしておられる。まことに本末転倒の放言と申さねばならぬ。(拍手)元来、イギリスにしろ、アメリカにしろ、この免責条項を持ち出したゆえんのものは、彼らの提供する原子燃料についてまだ自信が持てない。従って、日本がこれを受け取って万一事故が起っても、これは日本政府の方で責任を持ってくれという趣旨のものである。彼ら自身は、原子炉の事故は避けられないというその危険性を、はっきり言明をいたしておるのである。これを、わずか二カ月足らずの、しかも一度も本格的な実験をしない青写真と数字的な検討で安全性を吹聴するなどは、まことに軽率千万と申さなければなりません。(拍手)もし、日本側において、それほど安全性について自信が持てるなら、堂々、英国にその事実を示して、今問題となっているような一方的な免責条項の撤廃を要求することが、外交の常識ではありませんか。一体、正力国務大臣はいかに考えておられるのであるか、この機会に責任ある所見を伺いたい。

さらに、私は、一個の試案を示して、総理並びに正力委員長の善処を求めたいのである。正力委員長は、原子力委員会の下部に安全性に関する小委員会を設けて検討したいと申しておるようであるが、大学の小さな研究炉でさえ、高慢の場合にしても、宇治の場合にしても、設置したい側の人が運動しても、現実にはなかなか話がまとまっておらない。そこで、この際、原子炉の安全性に関して、公正にして権威ある諮問機関を設置することである。この第三者的組織が十分に安全性を検討し、その結論に基いて総理は設置の許可をすることである。アメリカでは、原子炉設置の一件書類は、原子力委員会から直ちに安全諮問委員会に回され、諮問委員会は、その安全性を検討して、さらにその経過のすべてを公開し、第三者の聴聞会を開き、その意見を待って、その上でなお仮免許を与えるという手続をとっておる。先進国でさえ、このように慎重をきわめておるのに、わが国においては、ただ安全だ、安全だと、科学的な検討や実験を加えることなく、しかも、わざわざ英国まで出かけていって、その調査団が、いかにして安全であるかという事実の公表さえもしておらない始末である。政府は、この際、よろしく独自な立場において安全性を検討するための権威ある第三者的機関を設置し、いかなる原子炉も住民や学界の納得と協力を求めて初めて設置をするという方針を確定すべきである。ここに総理大臣の責任ある御所信を伺いたい。

次に、私は大蔵大臣にお尋ねをいたしたい。さきにも申し述べたるごとく、原子炉、なかんずく発電用原子炉の災害はきわめて大規模であり、その損害も当然莫大である。そのため、イギリスは民間保険で五百万ポンド、その上は政府が無制限に補償をしようといたしておる。アメリカでは、昨年の十一月の議会において、民間保険の限度を六千万ドル、その上は最高一件当り五億ドルという莫大な額を政府の補償として支出することを立法化いたしてしまっておる。わが国の総予算の二〇%に近いものが一個の動力炉の災害補償に投ぜられようとしておるのが現実である。大蔵大臣は、先般の閣議了解において、動力協定の調印の促進について賛意を表しておられるが、果して責任ある国家補償についていかなる具体的な決意を持っておられるのであるか。もしあったとせられるならば、その点を明確にお示し願いたいのである。(拍手)

最後に、私は総理大臣並びに外務大臣にお尋ねをいたしたい。率直に申し上げて、私は、現在の政府の国際原子力機関に対する態度はまことに冷淡であると申し上げたい。昨年十月、八十数カ国の加盟国を集めて国際原子力機関が発足をいたしました。その憲章には、原子力の平和利用を推進をして世界の平和と人類の繁栄に貢献しようと、堂々と宣言をいたしておる。しかも、この機関は、原子力のおくれた国国に対しては必要なる情報や資材や施設などの提供から、必要とあらば資金のあっせんまでもやろうといたしておるのである。しかも、わが国は、第一回の総会においては、アジアの諸国を代表して、この機関の理事国に選ばれておる。従って、わが国は、当然この機関の運営に関しては重大な直接の責任を分つ立場に立っておるのである。しかるに、この重大な国際的な責任を忘れて安易な道を選び、大国との動力協定に急がんとする、私はこのような態度を冷淡と申し上げる。早く協定を結ばねば、この秋の第二号炉の原料や燃料の間に合わないと申すが、しかしながら、機関にはすでに五千七十キロの濃縮ウランがある。五百五十トンのイエロー・ケーキが提供されておる。トリウムもある。重水やプルトニウムや高濃縮ウランもすでにほとんど研究協定のワク内で買うことができるのである。こうなってみれば、決して今日日本においては動力協定を急ぐ必要はどうもないのである。しかも、この九

月には国連が主催する原子力平和利用の国際会議がある。この会議では、原子力発電の安全性や経済性が世界の専門的な権威によって討議されることとなっておる。このジュネーブ会議と、引き続き開催される国際原子力機関の第二回総会によって、世界の原子力開発における共同の態勢というものは大きく前進しようとしておるのである。このような重要な歴史的時期を迎えながら、政府は一体何を求めて大国との間にひもつき動力協定を急がんとするのであるか、われわれはその真意を解するに苦しむものである。このようなやり方こそ、日本の原子力開発を大国に従属せしめるばかりでなく、東西両陣営の対立を原子力の分野に拡大して、国際緊張をむしろかき立てるものであって、平和を旗じるしとするわが国原子力外交の行く道では断じてないはずである。よろしく、動力協定は、ジュネーブにおける原子力平和利用の国際会議、国際原子力機関の第二回総会までこれを保留して、会議の成果を見届けた上で原子力発電を含む日本の原子力開発計画を練り直し、国際原子力機関の理事国として内部から推進しながら、しかも援助の機能を強化する。これが理事国たる日本に与えられた重大な当然の任務である。（拍手）原水爆を禁止し、原子力をして世界の平和と人類の福祉に貢献せしめんとする全国民の悲願に忠実なるゆえんでなければならない。国連中心を呼号する政府は、当然、国際原子力機関中心に日本の原子力外交を進むべきであって、この際、大国依存は断固として退けるべきではなかろうか。ここに岸総理並びに藤山外務大臣の所信を伺って私の質問を終ります。（拍手）

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣（岸信介君）　お答えをいたします。

動力協定はきわめて重要な意義を持っておるものでありますがゆえに、これが締結について慎重に検討をしなければならぬという岡議員のお考えにつきましては、全く私どもも同感であります。かるがゆえに、日英、日米の間におけるところのこの協定につきまして、すでに御承知の通り、一年有半にわたって、いろいろな方面からこれに検討を加えて参っておるのであります。また、その安全性につきましても、再三再四調査団を出しまして、十分な専門的の検討を加えております。また、この協定につきまして、原子力基本法の精神を体して、それから出てくる副産物のプルトニウムの軍事的目的に使用されることを防止するということの必要は、私どもも同様に認めておりまして、この点に関して日米の間にも交渉をいたしておるゆえんであります。

また、安全性を確認するために、特に第三者的諮問機関を作って、十分に検討してはどうかという御意見につきましては、御趣旨は私ども賛成でありますが、すでに原子力委員会が、この下に専門小委員会を設けて、そういう趣旨における十分な検討をいたしておるわけであります。

国際原子力機関の日本は理事国であり、これを中心に考えるべきである、また、これを強化して、その機能を強化すべきであるということは、私どもも同様に考えております。しかし、御承知の通り、この機関ができましてからまだ日が浅く、十分にその機能を発揮いたしておらない状況であります。

また、ジュネーヴ会議あるいは国際原子力会議の総会を待って動力協定の問題を考えたらいいじゃないかというお話でありますが、すでに、この問題につきましては、先ほど来申し上げましたように、一年有半にもわたり検討し、また、原子力の平和的利用を促進するということは、産業上から申しましても、また民生の上からいっても、きわめて必要なことでありまして、私どもの従来のこういう慎重な検討の結果出てきておる結論に対して、特にこういう会議を待つという必要は私どもは認めておらないわけであります。（拍手）

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣（藤山愛一郎君）　原子力の平和利用ということの必要が急速に迫ってきておりますので、原子力委員会等の要請によりまして、外務省といたしましては、イギリス並びにアメリカに対して、原子力協定をただいま継続いたしてやっております。イギリスにつきましては、先ほどお話のありましたように、免責条項については、われわれはこれを安易に受諾することができないのでありまして、そういう立場で交渉をいたしております。アメリカにつきましては、かつて研究協定の細目取りきめが国会において御承認を得ておりますので、その意味におきましては、この問題はすでに解決されておるものだとして、われわれは扱っておる次第であります。

なお、交渉に際しましては、協定上の査察につきましてはできるだけ国際原子力機関に早くこれを移譲する、なお、副産物たるプルトニウムに関しましては、わが方の自主的処分権を拡大する、機密条項を含む資料及び資材の入手を行わない等の基本的態度をもって、ただいま交渉をやっておるわけであります。

国際原子力機関を育成強化し、それに日本が努力すべきではないかという御質問でございますが、私どもは、原子力の平和利用に対しては最大の努力を尽さなければならぬのでありまして、機関憲章にも示されておりますように、人類の福祉のため原子力の平和利用を進めていくという、この憲章の精神を十分に育成して、この機関を重からしめる。ことに、原子力のこれからの平和利用につきましては、大国だけでなく、特にアジア方面の小国等におきましても、将来の動力源の上から言いまして、これを利用することが非常に適切な場合が多いと思います。従って、国連下部機構におきます諸般の会議のように、アジアの地域的な会議というようなものを持ってみたらいいのじゃないか、日本も、理事国の一員として、そういうことを提唱してみたいとも考えておるわけであります。原子力国際機関ができまして、まだわずかしかたっておりませんが、今後、われわれといたしましては、できるだけこの機関を利用し、またこの機関を育成し、そうして将来平和的に利用する道に進んでいくことを希望して、努力をいたして参りたいと思います。（拍手）

〔国務大臣正力松太郎君登壇〕

○国務大臣（正力松太郎君）　お答えいたします。

ただいま総理大臣並びに外務大臣が説明されたので、私は十分尽きておると思います。しかし、なお私から蛇足をつけ加えておきます。

申すまでもなく、原子力の平和利用は特に日本のような国で必要である。しかも、日本は十年もおくれておるのである。その意味において、至急外国の技術を入れなくちゃならない。それからまた協定もせなくちゃならぬ。そ

れについては、どこまでも原子力の基本法を尊重しなくちゃならぬことは当然であります。従って、今度の協定もみなこの趣意にのっとっておりますから、御安心を願いたいと思います。

これ以上……。（拍手）

〔国務大臣（一萬田尚登君）登壇〕

○国務大臣（一萬田尚登君）　原子力の平和利用に伴いまして事故の発生いたしますことは、絶対にこれは避けねばならぬと思います。そこで、政府は、核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基きまして、原子力平和利用の全般につきまして厳重な規制と監督をいたすことにいたしております。しかしながら、万一事故が発生いたしました場合の諸問題に対しましての措置につきましては、今各国の事例をも参考にいたしまして慎重に検討いたしております。（拍手）

日程第一　通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）

○議長（益谷秀次君）　日程第一、通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長床次徳二君。

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和三十三年二月二十日

内閣総理大臣　岸　信介

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、インドとの間の通商を容易にし、及び発展させることを希望して、昭和三十三年二月四日、通商に関する日本国とインドとの間の協定に署名した。よつて、この協定を批准することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

通商に関する日本国とインドとの間の協定

日本国政府及びインド政府は、

両国間の通商を容易にし、及び発展させることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに関し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に関し、輸入及び輸出に関連する規則及び手続に関し、輸出貨物に対する内国税の適用に関し、輸入貨物について又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国課徴金に関し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、いずれか一方の締約国がいずれかの第三国を原産地とする産品又はいずれかの第三国に仕向けられる産品に対して与えているか、又は将来与えるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

2　前項の規定は、日本国に対し、インドが英連邦諸国に与える特恵若しくは利益又はインドが国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益の享受を要求する権利を与えるものではない。

第二条

1　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間における直接又は間接の支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、他方の締約国において随時有効な法令に従つていかなる第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に対し、当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に対し、なんらの禁止又は制限をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され、又は制限されている場合は、この限りでない。

3　前二項の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、その対外財政状態及び国際収支を擁護するため必要な措置を執ることができる。

第三条

1　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に入り、同領域に滞在し、同領域内を旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令に従うことを条件とする。

2　いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権（有体財産及び無体財産に関するもの）、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、最恵国待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基き、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互的保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第四条

両締約国は、相互の利益のため、両国間の貿易を発展させ、及び経済関係を強化すること並びに、特にそれぞれの領域内における経済の発展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として協力することを約束する。

第五条

1　各締約国は、所在地のいかんを問わず国家企業を設立し、若しくは維持し、又はいずれかの企業若しくは機関に対して排他的の若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与えるときは、それらの企業又は機関を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、この協定に基いて他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は侵害するよ

うな方法で行動させないことを約束する。この目的のため、第二条の規定に従うことを条件として、それらの企業又は機関は、すべての購入又は販売を商業上考慮される事項（価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件をいう。）に従つてのみ行わなければならず、また、他方の締約国の企業に対し、前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えなければならない。

2　前項の規定は、再販売するため又は販売のための貨物の生産に使用するためではなく、直接に又は最終的に政府用として消費する産品の輸入には、適用しない。各締約国は、そのような輸入に関しては、他方の締約国の貿易に対して公正かつ衡平な待遇を与えなければならない。

第六条

1　いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともに入ることができる。これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して最恵国待遇を与えられる。

2　いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができるすべての貨物及び人を輸送する権利に関して、当該他方の締約国によつて最恵国待遇を与えられる。これらの貨物及び人は、関税その他すべての課徴金及び手数料、奨励金及び関税の払いもどしその他この種の特権並びに税関事務に関して、当該他方の締約国の商船で輸送される同様の貨物及び人が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3　各締約国は、沿岸貿易に従事する権利を自国の船舶のみに留保することができる。ただし、この制限がすべての第三国の船舶に適用されることを条件とする。

もつとも、いずれの一方の締約国の商船も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚し、又は外国向けの旅客若しくは貨物の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内のいずれかの港から他の港に向つて航海を続けることができる。

4　(1)　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自国の船舶に与えると同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が適当な期間内に保税地域から国内消費のため搬出されない場合に限る。

(2)　いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所属国の権限がある領事官にそれを通告するものとする。

第七条

各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの協定の実施から又はそれに関連して生ずる問題に関して行う申入れに対して好意的考慮を払わなければならず、また、協議のため適当な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。

第八条

1　この協定は、批准されなければならず、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにニュー・デリーで行われるものとする。

2　この協定は、効力発生の日から二年の期間効力を有し、その後も効力を存続する。ただし、この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を少くとも三箇月の予告をもつて書面により通告した場合には、前記の二年の期間の終了の日又はその後に終了する。

以上の証拠として、このために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十八年二月四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
藤山愛一郎
インド政府のために
チャンドラ・シェクハール・ジャー

議定書

通商に関する日本国とインドとの間の協定に署名するに当り、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受け、同協定の不可分の一部と認められる次の特例を協定した。

1　同協定の最恵国待遇の規定は、(1)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に従つて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(2)同平和条約第三条に掲げるいずれかの地域に対する行政、立法及び司法に関し同条後段に掲げる状態が存続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に対して日本国が与えているか、又は将来与えることがある権利及び特権については、適用しない。

2　第三条の規定に関し、不動産に関する権利の享有についての最恵国待遇は、相互主義に基いて与えられる。

3　第六条3の前段（ただし書を含む。）に関し、パキスタンの船舶は、インドとパキスタンとの間に特別の取極が存在するので、同段に定める制限の範囲から除外されるものと認める。

千九百五十八年二月四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
藤山愛一郎
インド政府のために
チャンドラ・シェクハール・ジャー

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十二日

参議院議長　松野　鶴平

衆議院議長益谷秀次殿

［報告書は会議録追録に掲載］

［床次徳二君登壇］

○床次徳二君　ただいま議題となりました通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国とインドとの通商関係につきましては、従来日印平和条約第二条(b)項において、両国間の通商航海事項に関する内国民待遇または最恵国待遇が規定されておりましたが、その期限が昭和三十一年四月に満了しましたので、その後は暫定的に時限を延長しています。従って、政府は、両国間に新たな協定を締結するためニューデリーにおいて交渉中でありましたところ、インド側の交渉担当者ラル商工次官補が、日印間の円借款問題とも関連して、去る一月日本訪問の機会に、東京において最終的交渉を続行した結果、合意を見るに至りまして、二月四日東京においてこの協定が署名調印されました。

この協定は、いわゆる通商協定の規定事項であります関税関係事項、輸出入等についての最恵国待遇のほか、入国、滞在、事業活動、船舶に対する原則的な最恵国待遇をもあわせて規定いたしており、わが国が東南アジア諸国との間で戦後初めて締結する広範な通商協定でありますので、この協定の締結によりまして、インドとの通商航海関係の緊密化に寄与するのみならず、今後わが国と東南アジア諸国との通商航海に関する協定の締結によい影響を与えるものがあると期待されるわけであります。

本協定は、二月二十日予備審査のため本委員会に付託され、三月十二日参議院において承認の後、衆議院に送付、同日本委員会に付託されました。よって、本件につき政府側の提案理由の説明を聞き、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて、三月二十五日討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案（野澤清人君外七名提出）

○山中貞則君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、野澤清人君外七名提出、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　山中君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十三年三月十九日

提出者

野澤　清人　　森山　欽司

八田　貞義　　植村　武一

田中　正巳　　大坪　保雄

滝井　義高　　八木　一男

賛成者

小川半次外二十九名

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

第一条　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第十九条の二第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

第二条　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

あん摩、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為を業とする者及びあん摩師免許を受けないで指圧を業とする者がその業務を行うことができる期間並びにこれらの者に対し特例によるあん摩師試験を行うことができる期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

［報告書は会議録追録に掲載］

［植村武一君登壇］

○植村武一君　ただいま議題となりました、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

［議長退席、副議長着席］

本改正法の内容について申し上げますれば、その第一は、現在本年末まで医業類似行為を行うことを認められているいわゆる既存業者に対して、その期間をさらに三年間延長するとともに、その間、これらの者に対し、特例によるあん摩師試験を行うことができることとしたことであり、第二は、本年末まで指圧を業とすることを認められている者に対しましても、同様の措置をとろうとすることであります。

本案は、本月二十日本委員会に付託せられ、本日提出者野澤清人君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（杉山元治郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

道路整備特別会計法案（内閣提出）
糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○山中貞則君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、道路整備特別会計法案、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（杉山元治郎君）　山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉山元治郎君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

道路整備特別会計法案、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長足鹿覺君。

道路整備特別会計法案

右国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣　岸　信介

道路整備特別会計法

（設置）

第一条　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第　号。以下「法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業（同条第一項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付をいう。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2　この会計においては、前項に定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のある工事であつて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するもののうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの（以下「附帯工事」という。）及び国が委託に基き施行するもの（以下「受託工事」という。）に関する経理をも行うものとする。

（管理）

第二条　この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、次条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第五十条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書の規定に基く都道府県の負担金（以下「地方負担金」という。）及びこれに係る法第四条の利息、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により納付された地方債証券で道路の整備に関する費用に係るものの償還金及び利子、道路法第三十一条第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十二条の規定による国以外の者の負担金、同法第六十一条第一項の規定により建設大臣が徴収する受益者負担金、受託工事に係る納付金、第十条第一項又は第二項の規定による借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、道路整備事業（第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。）に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）、第十条第一項又は第二項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（一般会計からの繰入）

第四条　道路整備事業に要する費用で国が負担するもの並びに第十条第二項の規定による借入金の償還金及び利子の金額は、同条第四項に規定する残余の金額その他政令で定める金額に相当する金額を除くほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

（他会計への繰入）

第五条　道路整備事業又は附帯工事に係る国以外の者の負担金及び受託工事に係る納付金のうち、当該事業又は工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2　第十条第一項又は第二項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第六条　建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　前前年度の事業実績表、借入金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

二　前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

（歳入歳出予算の区分）

第七条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に、それぞれ区分する。

（予算の作成及び提出）

第八条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第六条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（予備費の使用）

第九条　この会計の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基く道路整備事業の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

（借入金）

第十条　この会計において、道路整備事業に要する費用のうち地方負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2　前項に定めるもののほか、この会計において、道路整備事業に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。この場合においては、前項の規定による借入金と区分して経理するものとする。

3　前二項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4　地方負担金及びこれに係る法第四条の利息並びに第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の金額は、道路整備事業に要する費用のうち国が負担するものの財源に充てなければならない。

（借入限度の繰越）

第十一条　この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項又は第二項の規定による借入金をすることができる。

（国庫余裕金の繰替使用）

第十二条　この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十条第一項から第三項までの規定により借り入れることができる金額に相当する額（既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く。）を限度として、国庫余裕金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3　前項の規定による繰替金の償還金の財源は、借入金をもつて充てるものとする。

（借入金の借入及び償還の事務）

第十三条　第十条第一項又は第二項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十四条　建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　当該年度の事業実績表

二　借入金の借入及び償還実績表

三　地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十五条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第十六条　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、当該剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（余裕金の預託）

第十七条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（実施規定）

第十八条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の予算から適用する。

2　昭和三十二年度分以前の一般会計の道路の整備に関する費用に係る予算（その繰越に係るものを含む。）により取得した機械その他の資産で法第二条の道路整備五箇年計画に基き国が行う道路の整備に関する事業に引き続き使用する必要のあるものその他一般会計に属する資産及び負債で当該予算に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

3　昭和三十二年度分以前の道路事業に係る地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第十七条又は東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）第十二条第二項若しくは第三項の規定に基く国の負担金等に要する費用は、この会計の昭和三十三年度分の道路整備事業に要する費用とする。

4　第六条第二項第一号若しくは第二号又は第八条第二項の規定により道路整備特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類は、昭和三十三年度分（前前年度に係る当該書類については、昭和三十四年度分を含む。）の予算に限り、その添附を要しないものとする。

5　昭和三十二年度分以前の予算（その繰越に係るものを含む。）により国が施行した道路の整備に関する事業に係る地方負担金及び地方債証券に関しては、第十条第四項の規定は、適用しない。

6　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　道路整備特別会計の管理に関すること。

第四条第五項中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

第五条の四第一項中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

7　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び特定多目的ダム建設工事特別会計」を「、特定多目的ダム建設工事特別会計及び道路整備特別会計」に改める。

理由

道路整備緊急措置法に基く道路整備五箇年計画に係る道路整備事業等に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣　岸　信介

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律

糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「三十億円」を「七十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

糸価安定特別会計の運営を円滑にするため、同会計の負担に属する証券、一時借入金及び借入金の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○足鹿覺君　ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、道路整備特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出いたされました道路整備緊急措置法に基く道路整備五カ年計画にかかる道路整備事業、並びに、これと密接な関連のある受託工事及び付帯工事に関する政府の経理を、一般会計と区分して明確にするため、新たに道路整備特別会計を設置しようとするものであります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。まず第一に、この会計は建設大臣が管理することといたしております。第二に、この会計においては、一般会計からの繰入金、都道府県の負担金及びその利子、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、付帯工事にかかる負担金、受益者負担金、受託工事にかかる納付金、借入金並びに付属雑収入をもってその歳入とし、道路整備事業に要する費用、付帯工事に要する費用、受託工事に要する費用、借入金の償還金及び利子、一般会計への繰入金並びに付属諸費をもってその歳出といたしております。その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出手続、予備費の使用、借入金等、この会計の経理に関し必要な事項を規定することといたしております。

本案につきましては、去る二月二十七日政府側より提案理由の説明を聴取し、自来、慎重審議いたしました。質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと思いますが、この間特に問題となりましたのは、本案に関連して、道路整備緊急措置法案第四条の地方団体の負担金の特例に関してであります。すなわち、同条の規定によりますと、道路整備五カ年計画に基き、直轄で行う一級、二級国道の整備費用のうち、地方負担金相当額の借入金をしたときは、政令で定める利息を地方団体が負担することとなっておりますが、この政令で定める利息につきましては、根本建設大臣より、政令を定める場合においては、地方財政の状況を十分に勘案し、自治庁の意見をも尊重して善処する旨の答弁がございました。

かくて、本二十六日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

続いて、この法案について委員長より附帯決議案が発議いたされましたが、これまた全会一致をもってこれを付すべきものと決しました。

附帯決議の案文は次の通りであります。

附帯決議

昭和三十四年度以降の道路整備計画の実施に当つては国の負担金の割合及び補助金の率の決定等について地方財政の現状にかえりみ、不当の圧迫を加えざるよう留意すること。

次に、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、糸価安定特別会計における一時借入金等の限度額を、従来の三十億円から七十億円に引き上げようとするものであります。すなわち、この会計は、現在三十億円の資本及び三十億円の一時借入金等をもって、蠶及び生糸の価格安定に対処することといたしておりますが、最近における糸価の低落に伴い、生糸の政府買い上げ数量が増加し、その買入れに要した原資は当分の間なお固定される状況にありますため、現在の買い入れ資金では、今後のこの会計の円滑なる運営に支障を来たすこととなりますので、今回この借入金等の限度額を増額し、生糸買い入れ資金の確保をはかろうとするものであります。なお、本改正案は、当初借入限度額を五十億円に改めることとして提案されたのでありますが、その後、政府より、これをさらに二十億円ふやし、七十億円に増額修正いたしたい旨の申し出があり、昨二十五日本院においてこれを承諾することに決したことを申し添えておきます。

本案につきましては、審議の結果、本二十六日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君）　両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉山元治郎君）　御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（杉山元治郎君）　本日はこれにて散会いたします。

午後六時一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸　信介君
法務大臣	唐澤　俊樹君
外務大臣	藤山愛一郎君
大蔵大臣	一萬田尚登君
文部大臣	松永　東君
厚生大臣	堀木　鎌三君
運輸大臣	中村三之丞君
郵政大臣	田中　角榮君
労働大臣	石田　博英君
建設大臣	根本龍太郎君
国務大臣	石井光次郎君
国務大臣	河野　一郎君
国務大臣	郡　祐一君
国務大臣	正力松太郎君
国務大臣	津島　壽一君

出席政府委員

内閣官房長官	愛知　揆一君
法制局長官	林　修三君
科学技術庁原子力局長	佐々木義武君
外務省国際協力局長	宮崎　幸君

○朗読を省略した報告

（報告書受領）

一、昨二十五日内閣を経由して首都圏整備委員会委員長根本龍太郎君から、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第十五条の規定に基く昭和三十二年十二月までの首都圏整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

（要求書受領）

一、今二十六日、内閣から、公正取引委員会委員長に長沼弘毅君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

（理事補欠選任）

一、昨二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会

理事　横井　太郎君（理事横井太郎君去る二十日委員辞任につきその補欠）

大蔵委員会

理事　田万　廣文君（理事平岡忠次郎君昨二十五日理事辞任につきその補欠）

予算委員会

理事　井手　以誠君（理事柳田秀一君昨二十五日委員辞任につきその補欠）

理事　川俣　清音君（理事川俣清音君去る十九日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任）

一、昨二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大橋　忠一君　中村　高一君

地方行政委員

伊藤卯四郎君　柳田　秀一君

法務委員

古屋　貞雄君　小坂善太郎君

外務委員

北澤　直吉君　薄田　美朝君

岡田　春夫君　勝間田清一君

文教委員

井原　岸高君　辻原　弘市君

馬場　元治君

社会労働委員

松浦周太郎君　井堀　繁雄君

農林水産委員

芳賀　貢君　山口丈太郎君

運輸委員

建設委員

馬場　元治君　井手　以誠君

井原　岸高君

予算委員

小坂善太郎君　竹山祐太郎君

永山　忠則君　風見　章君

北山　愛郎君　小松　幹君

鈴木　義男君　西村　彰一君

三宅　正一君　八百板　正君

柳田　秀一君　山口シヅエ君

辻原　弘市君

議院運営委員　山本　友一君

（常任委員補欠選任）

一、昨二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

薄田　美朝君　小松　幹君

地方行政委員

柳田　秀一君　芳賀　貢君

法務委員

風見　章君

外務委員

小坂善太郎君　大橋　忠一君

八百板　正君　西村　彰一君

文教委員

馬場　元治君　三宅　正一君

井原　岸高君

社会労働委員

竹山祐太郎君　山口シヅエ君

農林水産委員

柳田　秀一君

運輸委員

辻原　弘市君

建設委員

井原　岸高君　鈴木　義男君

馬場　元治君

予算委員

北澤　直吉君　松浦周太郎君

牧野　良三君　門司　亮君

勝間田清一君　中村　高一君

井手　以誠君　辻原　弘市君

古屋　貞雄君　岡田　春夫君

伊藤卯四郎君　井堀　繁雄君

山口丈太郎君

議院運営委員　藤枝　泉介君

（議案提出）

一、昨二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、昨二十五日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四七号）

地方行政委員会　付託

一、昨二十五日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（吉田法晴君外二名提出、参法第五号）

（予）　文教委員会　付託

（議案送付）

一、昨二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本貿易振興会法案

（議案修正承諾及び通知）

一、昨二十五日本院は次の内閣提出案中修正を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案中修正

（緊急質問提出）

一、今二十六日提出した緊急質問は次の通りである。

米国、英国に対する原子力動力協定に関する緊急質問（岡良一君提出）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し送賃紙は二十円）
（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(33)五三一―五三九番（代表）